

公益財団法人札幌がんセミナー定款

平成22年11月5日内閣府認定
平成26年3月19日一部変更
平成26年5月7日一部変更
平成27年6月10日一部変更
平成30年5月30日一部変更

目 次

第1章	総 則	(第1条～第2条)
第2章	目的及び事業	(第3条～第5条)
第3章	資 産	(第6条～第13条)
第4章	評議員及び評議員会	(第14条～第29条)
第5章	役員等及び理事会	(第30条～第49条)
第6章	委 員 会	(第50条)
第7章	事 務 局	(第51条～第52条)
第8章	賛 助 会 員	(第53条)
第9章	定款の変更及び解散	(第54条～第57条)
第10章	公 告 の 方 法	(第58条)
第11章	補 則	(第59条)
附 則		

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人札幌がんセミナーと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、北海道、全国、ならびに海外において、がんに関する学術研究集会その他の事業を行い、もって学術の振興に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、北海道、全国、ならびに海外において、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) がんに関する学術研究集会を開催すること。
- (2) がんに関する海外学術調査研究を行うこと。
- (3) がんの予防・啓発、がん相談を行うこと。
- (4) ホームページにより法人の事業内容を公開すること。
- (5) 医学・医療・福祉などがん関係の団体、組織の事業および研究に助成すること。
- (6) 各号に掲げる事業に附帯する事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 資 産

(資 産)

第6条 この法人の設立時の基本財産は、別表に掲げるとおりとする。

(資産の種別)

第7条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種に分ける。

2 前項の基本財産は、次の各号に掲げる資産をもって構成する。

- (1) この法人目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたもの
- (2) この法人の基本財産とする指定で寄附され、基本財産に繰入れた資産
- (3) 理事会の議決により、運用財産から基本財産に繰入れた資産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第8条 この法人の基本財産は、運用財産に繰入れし、担保に供し、譲渡し、又は交換してはならない。

2 やむを得ない理由がある場合において、理事会及び評議員会において理事及び評議員の現在数の3分の2以上の議決を経たときは、その一部に限り、運用財産に繰入れし、担保に供し、譲渡し、又は交換することができる。

(資産の管理)

第 9 条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2 この法人は、基本財産の運用について次の各号に掲げる場合のほかは、理事会の議決によって適正に維持及び管理するものとする。

- (1) 国債、地方債又は安全性かつ確実性のある有価証券の取得
- (2) 銀行その他の金融機関への定期預金又は定額貯金
- (3) 信託会社又は信託業務を営む銀行に対する金銭信託（運用方法を特定する金銭信託を除く。）及び円建て債券
- (4) その他安全かつ確実性のある方法で理事会が定めるもの。

3 前項の規定は、運用財産に属する余裕金の運用について、準用する。

（事業計画及び収支予算）

第 10 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第 1 項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第 12 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

（会計原則等）

第 13 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規定によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定 数)

第14条 この法人には、評議員10人以上20人以内を置く。

2 評議員のうち、1人を評議員会議長、3名以内を副議長とする。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員会議長及び副議長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(権 限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、

法令に定めるその他の権限を行使する。

(任 期)

第 17 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了においても、第 14 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(評議員の報酬)

第 18 条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 2 節 評議員会

(構成及び権限)

第 19 条 評議員会は、全ての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員及び評議員の報酬ならびに費用に関する規定

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(8) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会において、第 22 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 22 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 23 条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれに当たる。

(定足数)

第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 25 条 評議員会の決議は、法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議に特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 26 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることでできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第 27 条 理事が評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員から選出された議事録署名人 2 人がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 29 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 5 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(定 数)

第 30 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 人以上 12 人以内

(2) 監事 2 人

2 理事のうち 1 名を理事長、3 名以内を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって、法人法の代表理事とし、副理事長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第 31 条 この法人の役員は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様である。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務)

第 32 条 理事長は、この法人の業務を執行し、この法人を代表する。

- 2 副理事長は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 4 理事長、及び副理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 33 条 監事は、この法人の財産及び業務に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会、評議員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること、又は、理事会を招集すること。

(役員の任期)

第 34 条 この法人の役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了においても、第30条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 35 条 この法人の役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬)

第 36 条 この法人の役員は、無報酬とする。ただし、理事会又は評議員会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。

- 2 常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める役員報酬規程により、報酬等として支給することができる。

3 この法人の役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第 37 条 理事長は、理事会及び評議員会の同意を得て、顧問を若干名委嘱することができる。

2 顧問は、理事長の相談に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

(参与)

第 38 条 理事長は、理事会及び評議員会の同意を得て、参与を若干名委嘱することができる。

2 参与は、この法人の業務の重要事項の相談に応じ意見を述べることができる。

第2節 理 事 会

(設置)

第 39 条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は全ての理事で組織する。

(権限)

第 40 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委託することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(種類及び開催)

第 41 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、4ヶ月を超える間隔でさらに1回以上開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認められた場合に開催する。

(招集)

第 42 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長がその任を果たせないときには、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 43 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 44 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 45 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 46 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、その提案を可決する旨が理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 47 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は第 32 条第 4 項（法人法 98 条 2 項）の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 48 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長および監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 49 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 6 章 委 員 会

(委員会)

第 50 条 この法人には、第 4 条に規定する事業を行うために委員会を置くことができる。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 7 章 事 務 局

(設置等)

第 51 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 52 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等および登記に関する書類

- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規定
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、情報公開規定によるものとする。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第 53 条 この法人の目的及び事業を賛助しようとする者は、賛助会員になることができる。

2 賛助会員は、毎年、理事会で定める賛助会費を納入するものとする。

3 賛助会員の加入退会に関し必要な事項は、理事会で定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 54 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決をもって変更することができる。

(解 散)

第 55 条 この法人は、法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 56 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 57 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補 則

(委 任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項（監事及び評議員会の権限に属する事項を除く。）は、理事会の決議によって別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	秋田 弘俊	浅香 正博	岡田 太	高後 裕	小林 博
	佐藤 昇志	高田 賢蔵	高橋 隆司	谷口 直之	千葉 逸朗
	西尾 正道	野口 昌幸	畠山 昌則	浜田 淳一	半田祐二郎
	平田 公一	細川 正夫	細川真澄男	山下 幸紀	
監事	関川 峰希	樋爪 昌之			

- 4 この法人の設立当初の理事長は小林 博、副理事長は高橋隆司、細川真澄男とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石川 睦男	石林 清	岩崎 輝明	及川 恒之	大田すみ子
大塚 榮子	加藤 欽也	金井 重博	光地 勇一	後藤田栄貴
小林 正伸	白土 博樹	須賀 俊博	杉下 清次	仙道富士郎
武市寿美代	田中 宏	土田 保穂	土橋 信男	長瀬 清
中村 恵子	新川 詔夫	西村 昭男	丹羽 祐而	秦 温信
樋口 晶文	福田 守道	藤本征一郎	星野 恭亮	守内 哲也
山下 徹郎	山田 雄次	吉田 晃敏	和田 壬三	

別表 基本財産

財産種別	金 額	備 考
定期預金	円	
北海道銀行本店	7,544,211	
北洋銀行本店	2,000,000	
株式投資信託		
新生銀行	98,301,172	H15. 5. 13 購入 (115,893,860 口)
大和証券	48,240,217	H18. 6. 12 購入 (46,402,671 口)
外国債券		
大和証券	100,000,000	H19. 6. 5 購入 変動利率
大和証券	50,000,000	H19. 10. 22 購入 "
計	306,085,600	